
水戸市新清掃工場整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答書（第1回）

平成27年8月5日
水戸市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	-	-	-	-	実施方針に関する質問への回答	実施方針と同様の記載内容に関しては、「実施方針に関する質問への回答」の回答内容が有効であると考えてよろしいでしょうか。	入札公告以降の質問回答を有効な内容としますので、必要な場合には、改めて確認ください。
2	2	第2	5	(3)	ア ごみ処理施設	入札説明書2頁 アごみ焼却施設「余熱利用 温水」 要求水準書21頁 「表2-9 余熱利用 場内給湯」 要求水準書188頁 「オ. 給湯設備工事 給湯は電気式とする。」と記載されていますが、使用状況に応じ、余熱利用による給湯と電気式の給湯とを使い分け可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	第2	8	(2)	ア 用地の準備	「本市は、本事業を実施する為の用地を確保するとともに、粗造成までの工事を実施し建設業者に引き渡す」とありますが、貴市が実施する造成工事は都市計画法の制限を受けないものと解釈してよろしいでしょうか。制限を受けている場合は、制限解除を受けているものとの判断で、完了時に開発行為の完成検査対象となりますでしょうか。	本件事業は都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要しないため、制限解除及び完成検査の対象にはなりません。
4	4	第2	8	(2)	ア 用地の準備	「本市は、本事業を実施するための用地を確保する」とありますが、添付資料2の、利用不可の範囲が設定された理由をご提示願います。	本件事業の実施とは直接関係がないため、回答は差し控えていただきます。
5	7	第3	1	(2)	入札参加者の構成等	本文には『運営事業者から直接、「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を～（中略）構成員とならなければならない』とありますが、P30の別紙1用語の解説にある『協力企業』には、出資を行わない協力企業が運営事業の一部を請負又は受託する事が可能と記載されています。よって主たる業務を担う1社が参加条件を満たす場合、本事業に前向きに参加意欲を有する協力企業の参加は可能との理解でよろしいでしょうか。	協力企業が運営業務に参画することは可能ですが、運営業務において、運営事業者から直接、「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員としてください。
6	7	第3	2	—	入札参加者の構成企業の要件	入札参加者の構成企業にて、過去に分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、本項目に該当する実績とは、建設業許可関連における事業承継により有することとなった実績を示すものとし、経営事項審査申請書類（工事経歴書）及び経営事項審査結果等により当該承継の事実が確認できるものに限ると理解してよろしいでしょうか。	経営事項審査申請書類（工事経歴書）及び経営事項審査結果をはじめ実績の承継を合理的又は客観的に確認することができる資料により、当該承継の事実が確認できれば結構です。
7	7 8	第3 第3	2 2	(1) (2)	入札参加者の構成企業の要件 新清掃工場のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	「1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたる事が可能である」と記載されていますが、本業務に専任で配置をする監理技術者資格証を有する者が、該当する資格を複数取得していた場合、その要件に係る業務を兼務することが可能と理解してよろしいでしょうか。また、書類を提出した資格者を申請書提出後に同等の資格を有する者に変更することが可能でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②変更する可能性がある場合には、変更により当該業務に従事する可能性がある担当者すべての書類を提出してください。
8	7 8	第3	2	(1) (2)	ウ 建築士法～ ア（ウ） 建設業法～	「・・・監理技術者資格者証を有する者を・・・。」と記載されていますが、複数名候補者として提出させていただき、契約時には1名専任させていただいてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	8	第3	2	(3)	新清掃工場の運営を行う者の要件	新清掃工場の運営を行う者の要件の中で、一般廃棄物処理施設の1年間の元請運転管理実績を要件とされておりありますが、特別目的会社（SPC）と契約した運転管理実績も認められると理解してよろしいでしょうか。	特別目的会社（SPC）と契約した運転管理実績も認めます。
10	13	第4	2	(4)	イ 不公正入札	「落札者は、本市の請求に基づき、・・・連帯して負担する。」及び「この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。」とありますが2ヶ所の連帯の削除をお願い致します。	入札説明書のとおりとします。
11	13	第4	2	(4)	ウ 反社会的勢力の排除	「落札者は、本市の請求に基づき、・・・連帯して負担するものとする。」及び「この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。」とありますが2ヶ所の連帯の削除をお願い致します。	入札説明書のとおりとします。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
12	14	第4	2	(6)	契約保証金	水戸市財務規制第136条(7)に該当し、契約保証金免除の対象となるのでしょうか。	契約保証金免除の対象とはなりません。
13	17	第5	1	(8)	ウ 対面的対話の実施方法 (4)	貴市ホームページに掲載する対話の議事録内容は、事前に入札参加者が確認し、承認したものとさせていただきますようお願いいたします。	事前に該当する各入札参加者に確認したうえで、公表する予定です。
14	21	第6	1	(4)	参加資格審査申請書	様式第6号6の添付書類について、協力企業が貴市への入札参加申請済の場合、再度添付書類の提出は必要なのでしょうか。	構成企業が市の入札参加申請済の場合であっても、再度添付書類の提出は必要のため、提出ください。
15	22	第6	3	(5)	イ 設計基本数値 (7) a (c) 電力	電力収支の算出にあたり、以下の数値をご提示願います。 ・最終処分場、清掃事務所の使用消費電力量	現在計画中で未定です。「要求水準書に対する質問」の質問No.66を参照ください。
16	22	第6	3	(5)	イ 設計基本数値 (7) a (c) 電力	電力費用の算出にあたり、以下の数値をご提示願います。 ・最終処分場、清掃事務所の設備容量	質問No. 15の回答を参照ください。
17	22	第6	3	(5)	イ 設計基本数値 (7) a (c) 給排水	給排水収支の算出にあたり、以下の数値をご提示願います。 ・清掃事務所の使用水量	現在計画中で未定です。「要求水準書に対する質問」の質問No.39を参照ください。
18	27	第7	5	(4)	要求水準書範囲外の提案について	貴市の了解を得ずに「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案」をした場合「失格とする場合がある」とありますが、本件事業の業務範囲の範疇で行う、同等または上回る提案については、提案を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本件事業の業務範囲の範疇で行う、同等または上回る提案は提案可能です。ただし、業務範囲の範疇であるかどうかの確認を要するものと考えます。
19	27	第7	5	(5)	電力会社に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	入札に係る電力料金の算定は、東京電力株式会社の「平成27年度の条件」とありますが、当該年度の何月時点のものでしょうか。算定条件統一のため、必要な数値（契約種別、基本料金単価、力率割引、買電単価、売電単価、アンシラリーサービス料単価、燃料調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価）の提示をお願いします。	平成27年8月時点とし、東電ホームページより確認ください。
20	27	第7	5	(5)	電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について	再生可能エネルギー賦課金等のような、従量料金に関する料金項目の増減は、制度の変更として取り扱っていただけますでしょうか。（従量料金とは、電力量に従って変動する料金すべてと理解してよろしいでしょうか。）	制度変更とは異なるものと考えますが、変動が大きい場合等については協議によるものと考えます。
21	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との委託契約について	福祉事業団様との契約内容については、本文に記載の通り「びんの色選別（無色、茶色、緑色）の作業」にのみ委託契約を実施させていただくとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との委託契約について イ	契約金額（2,600万円/年）は、税抜又は税込金額でしょうか。	税込金額です。
23	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との委託契約について イ	ご指示の契約金額は、運営期間（20年間）を通じて固定額と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、運営期間中において本件に係る委託費の上昇が発生した場合には、必要な費用は市にて負担します。
24	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との委託契約について	ご指示の契約金額を運営期間を通じて固定額とする場合、本項 ウ に記載の協議の結果、ご指示の契約金額を上回る場合や、運営期間中の委託費上昇リスクは貴市にて負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	質問No. 23の回答を参照ください。
25	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との委託契約について イ	「イ 契約金額としては、2,600万円/年を見込むこと」と記載されていますが、税込金額でしょうか。	質問No. 22の回答を参照ください。
26	36	別紙4	2	(1)	設計・建設業務に係る対価 ① 設計業務費用	各種申請手続きの際に発生する申請手数料は、設計・建設業務に係る対価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
27	38	別紙4	3	(2)	ア ごみ焼却施設の運営に係る業務委託料の算定方法 イ リサイクルセンターの運営に係る業務委託料の算定方法	「※業務委託料は、平成32年度以降の支払となる」とありますが、運営準備に必要な開業費（什器・備品・重機及び運搬車両）は、様式中にどのように計上すればよろしいでしょうか。	適切な方法により、ご提案ください。
28	44	別紙6	-	-	制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	表中No.2の買電に係る契約の中で、「変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする」とありますが、貴市のご指示（特定規模電気事業者のご指定等）により契約先を変更する場合に生じる追加費用は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的に発生した事象により判断することになります。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	6	第1	3	(1)	ク (ア) 敷地の範囲	「建築確認申請（計画通知）」に関して、本施設の所有者は貴市であり、建築主も貴市であるため、建築確認申請（建築基準法第六条）ではなく、計画通知（建築基準法第十八条）が必要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6 添付資料1	第1	3	(1)	ク (ア) 敷地の範囲 敷地平面図（標準案）	(ア) 敷地の範囲で「・・・また、建築確認申請（計画通知）上は、建設用地（工事範囲）が一敷地であることからこの範囲とする。」と記載されていますが、添付資料1で示された水色網掛け部分の建設用地（工事範囲）北側の清掃事務所建設用地及び西側・南側の朱線で囲まれた法面他の部分は敷地面積に含まれないと理解してよろしいでしょうか。その場合、水色網掛け部分の周囲線が敷地境界で、特に北側・西側については日影規制の区域の基準となる敷地境界扱いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6 添付資料1	第1	3	(1)	ク (ア) 敷地の範囲 敷地平面図（標準案）	(ア) 敷地の範囲で「・・・また、建築確認申請（計画通知）上は、建設用地（工事範囲）が一敷地であることからこの範囲とする。」と記載されていますが、アクセス道路は公道（市道）扱いと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第2	1	(1)	イ (ア) g 屋外開閉所	特高変圧器の設置場所は、屋外仕様とした上で、本項及びP.151(ロ)に記載の通り、屋外開閉所に設置することでよろしいでしょうか。 (添付資料9単線結線図では、ごみ焼却施設工場棟内に記載されているため、確認のための質問です)	お見込みのとおりです。添付資料9の単線結線図は、屋外開閉所に特高変圧器を含むものとしてください。
5	9	第2	1	(1)	表2-1 リサイクルセンター の施設規模	選別設備（白色トレイ）の施設規模「1t/日」は、計画処理量17t/年から算出される日最大計画処理量（0.1t/日程度）に対して過大と考えます。また、白色トレイは減容されないため、袋詰め装置の能力、運転員の負荷も非常に大きくなります（1t/5hでは最大400袋/日）。そこで施設規模については計画処理量に応じて事業者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。ただし、詳細は受注後の協議によります。
6	11	第2	1	(1)	ウ 建設事業者の業務概要 (イ)	「建築確認（計画通知）等の許認可手続きにおける申請、中間検査、仮使用検査並びに完了検査に必要な申請費用を含む」とありますが、実施方針・見積り要求水準書の【官公署等への申請】によると「建設事業者は、自らの費用負担で本件事業に必要な申請手続きをするとともに市が行う申請の協力をを行う」とあるため、貴市が行う申請に掛る費用も事業者の負担との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	12	第2	1	(1)	ウ 建設事業者の業務概要 (イ) k 法定資格者の配置	「本施設の設計・建設業務期間中に必要な次の資格者は、SPCに所属する資格者を配置する」とありますが、SPCを「みなし設置者」とすることについて、貴市と茨城県管轄の電気工作物の保安に関する監督署等（経産局等）との間で協議・合意済みであると理解してよろしいでしょうか。SPCを「みなし設置者」として、主任技術者をSPCから選任することに管轄経産局が難色を示した事例があるため、確認させて下さい。 協議・合意済みの場合、第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者の現地常駐に関して、常駐開始時期等の決定事項又は想定されている事項があればご教示願います。	直近の関東経産局管内の他事例から問題は無いと考えます。常駐時期については工事着手時から常駐が原則となります。
8	12	第2	1	(1)	ウ (イ) k 法定資格者の配置	(イ) k 法定資格者について、設計・建設期間中に配置する資格者は、検査・打合せ・対象工事中等の必要な時期・期間の対応とし、受電頃からの常駐としてよろしいでしょうか。	質問No.7の回答を参照ください。
9	12	第2	1	(1)	ウ (イ) m (a) 造成工事	(a) 造成工事にて切土及び盛土の造成を実施されるものと考えますので、造成後のボーリング及び測量は、御市で行うものと理解してよろしいでしょうか。また、造成計画図のデータがありましたらいただけないでしょうか。	造成後のボーリング及び測量は、事業者が必要に応じて行うものとしません。なお、造成工事完了時に竣工図書を提示する予定です。造成計画図のデータは提示します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
10	12	第2	1	(1)	ウ(オ) m (b) 建物備品等の調達	「建物内の備品、什器及び物品は、全て運営事業者の所掌とする」とありますが、6 土木・建設工事仕様の表2-47～50等に記載されている備品、什器及び物品については、建設事業者の所掌、それ以外で運営事業者が必要な備品、什器及び物品は運営事業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	12	第2	1	(1)	ウ(オ) m (b) 建物内備品等の調達	「建物内の備品、什器及び物品は全て運営事業者の所掌とする。」と記載されていますが、 ①電灯等も運営事業者手配でしょうか。 ②建設事業者と運営事業者で協議して分担することは可能でしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②可とします。
12	13	第2	1	(1)	エ (7) 敷地の確保、造成、管理	(7) 「なお、本件事業への敷地引渡しは、・・・(敷地の部分引渡しを含む。)」と記載されていますが、12ヶ月後には、建設用地全体が引き渡されるものと理解してよろしいでしょうか。また、進入道路も整備されており、工事に支障がないと理解してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。ただし、利用不可の範囲を除きます。 ②引渡し時における進入道路(アクセス道路)の整備状況は、工事に支障が無いように、砕石敷の仮設道路の整備までを予定しています。また、整備範囲は新清掃工場建設用地(添付資料1の水色網掛部分)の接道部分までを予定しています。
13	13	第2	1	(1)	エ (7) 敷地の確保、造成、管理	新設道路内に敷設される市水本管からの市水引込において、口径、水圧、取水制限等ございましたらご教示願います。	① 口径 : φ150mmダクタイル鋳鉄管 ② 最低水圧 : 0.2MPa (基本設計段階) ③ 取水制限 : 計画1日最大配水量が500m ³ /日以内 (基本設計段階)
14	14	第2	1	(2)	カ 敷地周辺整備	用水・電話・通信の本設用の負担金額をご教示願います。	入札参加者で積算してください。
15	14	第2	1	(2)	カ (イ) 用水 給水系統フロー (標準案)	カ 敷地周辺設備 (イ) 用水に「生活用水とプラント用水は上水とする。」と記載されていますが、添付資料10には、「※井水利用は検討中」と記載されています。本計画の用水として使用可能な水は、上水のみと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	14	第2	1	(2)	カ (オ) 燃料	「燃料は原則、灯油」とありますが、非常用発電機の形式等、提案の幅を広げるためにも、使用する燃料を統一することを前提として、他の燃料(A重油等)を採用することは可能でしょうか。	環境面を配慮し灯油を原則としてください。ただし、燃料の使用が非定常で使用量が少なく環境負荷が低い設備や、設備仕様上、灯油が使用できない設備は、灯油以外の使用も可とします。
17	15, 17	第2	1	(3)	表2-2～表2-4 計画処理量	「リサイクルセンターで発生する可燃残さ」や「不燃残さ」の量は、リサイクルセンターの処理フローや選別率等によるものであること、また、様式第16号-1-1(別紙5)に「※1 破碎可燃物、破碎不燃物は、入札参加者の提案により設定する」とあることから、提案する量で計画するものと解釈してよろしいでしょうか。 表2-21～表2-28の量・組成に従って算出すると、不燃残さは約600tになり、表2-3～表2-4の約2300tと大きく異なります。	「様式第16号-1-1(別紙5)」の年度別計画計画搬入量は、「添付資料12 年度別計画搬入量」に従い記載してください。様式16号-1-1(別紙5)に記載する不燃残渣さ、表2-3または表2-4の計画処理量の比率から算出してください。 リサイクルセンターの設計計算(物質収支等)については、表2-21から表2-28に従い算出してください。年度別計画搬入量の不燃残さと設計計算(物質収支等)の不燃残さの値が異なっても可とします。
18	19	第2	1	(3)	コ 資源物等搬出車両	表2-7に示されている搬出車両につきましては、参考事例であり、搬出業者が計画する車両による搬出は認められると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	23	第2	1	(3)	ソ 公害防止基準 (オ) 悪臭基準 表2-13	悪臭基準(敷地境界)に「臭気強度」とありますが、「臭気指数」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	26 27	第2 第2	1 1	(4) (4)	イ 計画処理量(破碎設備) エ 計画処理量(選別設備)	燃えないごみ、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイについて、それぞれ単位体積重量が記載されていますが、受入時のヤード貯留、ピット貯留に係らず、貯留容量については、本数値にて計画することと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	28	第2	1	(4)	ク 計画ごみ質	「表2-23 破碎対象物(燃えないごみ及び粗大ごみ)の組成」の組成割合は、特定家庭用機器再商品化法対象品が含まれたものでしょうか。(表2-24欄外に同対象品を除く旨の記載があるため。)	含まないものとしてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
22	38	第2	1	(6)	ク 安全衛生管理 (オ)	可搬式通風装置を設置できるマンホール（600φ以上）と（900φ以上）の両方の記載されていますが、600φ以上と考えてよろしいでしょうか。	可搬式通風装置を設置するマンホールは900φ以上としてください。 第2設計・建設業務 1 総則 (6)設計・建設に係る基本事項 ク安全衛生管理 (オ)は下記のとおりとします。 (オ) 有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール（φ900以上）及び作業員出入用マンホール（φ600以上）を設ける。
	60	第2	3	(1)	カ 安全対策 (キ)		
23	39	第2	1	(6)	ス 試運転	「第3編の所掌区分に従う」と記載されており、要求水準書210頁「第3編図3-1 資源物等に係る所掌範囲概念図」では、計量業務の記載がありません。 試運転における計量業務は御市と建設事業者いずれの所掌でしょうか。	建設事業者の所掌とします。試運転中の計量のため、詳細は試運転時の協議により決定するものとします。
24	39	第2	1	(6)	ス 試運転	「第3編の所掌区分に従う」と記載されており、要求水準書210頁「第3編図3-1 資源物等に係る所掌範囲概念図」に従えば、飛灰処理物の処分費およびリサイクルセンターから発生する不燃残さ、資源物の処分費用は、御市と読み取れます。 一方、P40(イ)c及びeでは、建設事業者と記載されています。いずれが正でしょうか。	建設事業者の費用負担範囲です。
25	39	第2	1	(6)	ス 試運転	「試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、ごみ焼却施設で原則180日程度、リサイクルセンターで原則30日程度とする」と記載されていますが、この期間は機器単体調整運転期間を含んだ受電日より引渡し日までの期間と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	40	第2	1	(6)	ス 試運転 (イ)c	「ごみ焼却施設から試運転により発生する主灰及び飛灰処理物」は、貴市の最終処分場にて埋立処分できると考えてよろしいでしょうか。	試運転時に本市の最終処分場は完成していない場合が考えられるため、不可とします。
27	40	第2	1	(6)	ス 試運転 (イ)c	「ごみ焼却施設から試運転により発生する主灰及び飛灰処理物の処理・処分費用」を算出するため、埋立処分にかかる処分費用（処理単価）をご教示願います。	入札参加者で積算してください。
28	40	第2	1	(6)	ス 試運転 (ウ)b	備品等の調達は、「要求水準書 P.205」に記載の、運営事業者が使用する備品等と理解してよろしいでしょうか（貴市が使用する備品等は含まれないことを確認させて下さい）。	建設時に初期整備するものは、本市が使用する備品を含みます。
29	40	第2	1	(6)	ソ 保険への加入	少なくとも「組立保険」「建設工事保険」に加入することとありますが、建設時に付保する組立保険に、建設工事保険や火災保険と同等の保険サービス内容が含まれる場合は、「組立保険」のみを付保することで、本要求を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	43	第2	1	(8)	ウ 仮設工事	(ウ)工事用電力の外部より取合い点までの引き込みは、建設事業者の工事着工日（おおよそ特定事業契約締結日の翌日から12か月後）までに完了し、通電可能な状態であると理解してよろしいでしょうか。	建設事業者が東京電力及びNTT東日本と協議・調整を行うものとしてください。
31	43	第2	1	(8)	ウ 仮設工事 (ウ)	「仮設用の事務所や駐車場等に必要用地を敷地内に確保することも可とする」とありますが、この敷地内とは、全体事業区域、敷地範囲のどちらを指すものかご教示願います。	自由広場用地を指します。ただし、用地の利用内容については、施工時の詳細協議により決定するものとします。
32	43	第2	1	(8)	ウ 仮設工事	(ウ)雨水集合樋以降の管路は建設事業者の工事着工日（おおよそ特定事業契約締結日の翌日から12か月後）までに完了し、排水可能な状態であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
33	47	第2	1	(9)	表2-35 ごみ焼却施設の引渡性能試験方法	騒音・振動・悪臭の引渡性能試験において、敷地境界線とは「添付資料01敷地平面図」に記載の敷地範囲（赤い線）と理解してよろしいでしょうか。	質問No. 2の回答を参照ください。
	51	第2	1	(9)	表2-36 リサイクルセンターの引渡性能試験方法		
34	52	第2	1	(9)	ウ 保証事項 (イ)性能保証事項 表2-37	びんの品質は、手選別作業員によるところが大きいと考えます。特に本施設は、貴市が指定する委託先の作業員であるため、運営事業者としては品質を保証しかねる場合があります。つきまして、びんの品質保証は、運営事業者の責任範囲外との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。
35	52	第2	1	(9)	ウ 表2-37 資源物(選別対象物)の保証条件	「(イ)性能保証事項 表2-37 資源物(選別対象物)の保証条件」にて、異物含有率はびん・缶類が6.4%、ペットボトルが8.3%、プラスチック製容器包装が18.0%と記載されていますが、P29の表2-25～28では不適物の比率は、びん・缶類が6.39%(ガスボンベ、収集用袋含む)、ペットボトルが17.8%、プラスチック製容器包装は19.5%、白色トレイは18.4%と示されています。どちらを正として計画すればよろしいでしょうか。	びん・缶類6.39%、ペットボトル17.8%、プラスチック製容器包装19.5%、白色トレイ18.4%とします。
36	55	第2	2	(4)	ア 造成工事	貴市が施工するアクセス道路は、建築確認申請(計画通知)上の前面道路に該当します。手続き時には供用開始される、もしくは予定道路指定される予定でしょうか。手続き時までには道路番号・道路幅員等が必要になります。	予定道路指定を行う予定です。
37	55	第2	2	(4)	イ 清掃事務所建設工事	清掃事務所へ供給する電気、用水の費用精算に関して、電気料金の算定に必要な計量機を設けることとされているため、用水についても計量機を設ける等して、精算されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	55	第2	2	(4)	イ 清掃事務所建設工事 給水系統フロー(標準案)	上水の供給方法について、添付資料7 給水系統フロー(標準案)は本件施設の生活用水受水槽後の二次側供給、添付資料11では本件施設生活用水受水槽前の一次側供給と記載されていますが、添付資料11を「正」として考えてよろしいでしょうか。	添付資料11を正とします。
	添付資料7 添付資料11	—	—	—	清掃事務所とのユーティリティ区分図		
39	55	第2	2	(4)	イ 清掃事務所建設工事 給水系統フロー(標準案)	清掃事務所(職員数110名設定)の生活用水使用量をご教示願います。また、想定される設備(厨房、浴槽、シャワー等)と仕様をご教示願います。	生活用水使用量は、年間3,500㎡程度(洗車用水を除きます。)を見込んでください。 想定される設備は、トイレ・給湯・洗面・洗濯・シャワーです。 設備仕様は決定していません。
	添付資料7 添付資料11	—	—	—	清掃事務所とのユーティリティ区分図		
40	55	第2	2	(4)	ウ 最終処分場	電話機は支給となっておりますが、想定台数をご教示願います。また、電話2回線は内線電話のみと理解してよろしいでしょうか。 電話機は支給で設置工事等は別途工事所掌と記載されていますが、添付資料10では全て本工事所掌と記載されています。全て本工事と理解してよろしいでしょうか。	①想定台数は受注後の協議とします。 ②お見込みのとおりです。 ③電話機の支給は本工事範囲で、電話機設置工事は最終処分場建設事業者が行うものと理解してください。
	189	第2	6	(5)	(イ)電話設備工事		
	添付資料10	—	—	—	最終処分場とのユーティリティ区分図		

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	55 添付資料4	第2 —	2 —	(4) —	その他工事との調整 その他工事計画図	「事業予定地とその周辺では、「添付資料4その他工事計画図」に示すとおり、……。設計・建設業務の実施においてはこれら工事との計画、設計の整合に配慮するとともに、必要に応じて別途工事業者との調整に協力するものとする。……。その他工事に含まれる主要な工事と取合い条件に係る概要は次のとおりである。」と記載されており、ア 造成工事、イ 清掃事務所建設工事、ウ 最終処分場、エ 生活環境向上施設 が示されていますが、それらの施工時期や概ねの工程をご教示願います。また、計画、設計の整合に配慮する意味で、その他工事の概要・参考図面等のご提供は可能でしょうか。	①施工時期の予定は下記のとおりです。ただし、変更となる可能性があります。工程は未定です。 ア 造成工事 平成27年9月から平成29年3月 イ 清掃事務所建設工事 本件事業における建設工事と同時期に実施予定であるが詳細は未定。 ウ 最終処分場 本件事業における建設工事と同時期に実施予定であるが詳細は未定。 エ 生活環境向上施設 詳細未定。 ②造成工事は「添付資料1 敷地平面図」等を参照願います。造成工事以外は、計画が未定のため提示はできません。受注後は、各工事の進捗に応じてた提供は可能です。
42	56	第2	2	(5)	ア 本件施設の配置・動線	添付資料2に示されている「利用不可の範囲」は、敷地内での利用不可の範囲との理解でよろしいでしょうか。 隣地扱いになる場合は、日影、隣地斜線などの制限が出てくる可能性があります。	お見込みのとおりです。ただし、建築計画を行う上では、添付資料2に示す「利用不可の範囲」を隣地境界とみなして建築基準法における検討を行ってください。
43	56	第2	2	(5)	ア 全体配置計画 (イ)	「目隠しを目的に、常緑広葉樹等の高木」とありますが、年間を通じて、その目的を達成する高木であれば、種類（常緑広葉樹等）については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	57	第2	2	(5)	イ 計量検収	「(7)計量棟は場内1 ヲ所を標準とする。 また、(イ)計量棟は、計量棟内の事務室から進入側と退出側の計量事務が同時に行えるよう、それぞれの計量機に挟まれる位置に配置する。」と記載されていますが、進入側の待車スペースを十分確保するために、進入側と退出側を別の計量棟に分けた提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。
45	65	第2	3	(2)	カ. ごみピット c. ごみピットの奥行き	「c. ごみピットの奥行きは自動運転を考慮し、クレーンバケットの開き寸法に対して原則4倍以上とすること」と記載されていますが、2ピット方式を採用する場合は、第1ピット（受入ピット）は各社提案とし、第2ピット（攪拌貯留ピット）側を4倍以上と理解してよろしいでしょうか。	可とします。
46	66	第2	3	(2)	キ ごみクレーン	(エ) 特記事項に「c 走行レールに沿って両側に安全規則、法規等に準拠した安全通路を設ける。本通路は全て歩廊とし、……」と記載されていますが、安全通路の幅は、安全規則に準拠した幅以上との理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	70	第2	3	(3)	ア(イ)b 燃焼装置 vi) 火格子燃焼率	記載の数値は、基本性能の確保・維持に加え、ごみ質変動への対応が可能な面積を確保することを念頭においた数値であると推察します。したがって、燃焼装置が本主旨を満足する仕様であることを前提として、火格子燃焼率については事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、150kg/m ² h以上を確保してください。
48	72	第2	3	(3)	ア(イ)g 二次燃焼室 (d) 付属品	(d) 付属品に関して、ストーカ方式の場合、二次燃焼室のカメラは、焼却炉炉本体のカメラと兼用としてもよろしいでしょうか。	可とします。
49	78	第2	3	(3)	イ(イ) c 主灰搬出装置	ストーカ方式(主灰の外部資源化)の場合、主灰搬出装置の搬送先は主灰ピットであるため、73頁の「a 主灰搬送コンベヤ (e) 特記事項 iii) 切り替え装置を設け、緊急時に主灰を灰貯留槽に導く」との内容は、該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	78	第2	3	(3)	イ(オ) h 主灰積出ホッパ	ストーカ方式(主灰の外部資源化)の場合、主灰ビットにて十分な容量を確保しているため、75頁の「j 主灰貯留設備 (e) 特記事項 ii) 緊急時の主灰を一時貯留できるものとし、十分余裕のある容量とする。」との内容は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	89, 91	第2	3	(4)	キ ボイラ用薬液注入装置 (7) d (g) シ 純水装置 (エ) e	薬剤の貯留容量は、排ガス処理薬品と同様に「基準ごみ時使用量」の7日分以上との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	93	第2	3	(4)	ソ(エ)噴射水槽 a 形式	「水密鉄筋コンクリート造」とありますが、機能上、同等であり、また漏水対策が容易なパネルタンクを採用してよろしいでしょうか。	可とします。ただし、防液堤等の必要な設備を設けてください。
53	94	第2	3	(5)	イ 薬剤噴霧装置 (ウ) b 排ガス温度	「煙突出口温度が190℃程度を確保できること」とありますが、煙突出口温度は160℃程度でよろしいでしょうか。 白煙防止が不要なため、バグフィルタ出口を160℃程度とし、後段のガス再加熱器を非設置とすることで、排ガス再加熱用の蒸気が削減され、発電量を向上させることができます。	可とします。ただし、環境影響評価書の予測評価結果を下回ることを示し、本市の承諾を受けることを条件とします。
54	94	第2	3	(5)	イ. 薬剤噴霧装置 (ウ)主要項目 b 排ガス温度	「排ガス温度(煙突出口温度が190℃程度を確保できること)」と記載されていますが、環境影響評価書(注1)の予測条件は180℃です。煙突出口排ガス温度は180℃以上と理解してよろしいでしょうか。 (注1 環境影響評価書 資料編 頁資-1)	質問No. 53の回答を参照ください。
55	97	第2	3	(5)	カ ダイオキシン類除去設備	ダイオキシン類除去設備と薬剤噴霧装置の各々に、薬剤供給装置(プロア)の記載がありますが、薬剤供給装置(プロア)は兼用してよろしいでしょうか。 薬剤供給装置(プロア)は、複数の薬剤で兼用するのが一般的です。個別に設ける場合と、性能上は同等であり、兼用することで、電力負荷の低減に加えメンテナンスの軽減に繋がります。	可とします。
56	100	第2	3	(7)	カ 誘引送風機 (オ) c	「風量調整方式は回転数、ダンパー併用制御」とありますが、誘引送風機に対する制御用ダンパーは非設置とさせていただけないでしょうか。 風量調整及び焼却炉内の圧力制御は、インバータによる回転数制御のみで十分成り立ちます。また、回転数のみで制御する方が、消費電力を削減できます。	低質から高質の全ての排ガス量に対応ができ、消費電力を削減できる根拠を示し、本市の承諾を受けることを条件に可とします。
57	100	第2	3	(7)	カ 誘引送風機 (オ) e	「軸受冷却水遮断警報装置を設置」とありますが、水冷方式を採用する場合の仕様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	104	第2	3	(9)	オ 飛灰処理物貯留設備	「a 緊急時の飛灰を一時貯留できるものとし、十分な貯留量を確保する。」と記載されていますが、これは、緊急時に処理前の飛灰を貯留すると理解してよろしいでしょうか。緊急時の飛灰の一時貯留とは、どのようなことを想定されているか、ご教示願います。	「a 緊急時の飛灰を一時貯留できるものとし、十分な貯留量を確保する。」は削除するものとします。
59	105	第2	3	(10)	給水設備	「災害時における断水を考慮して7日分以上の受水槽を設ける」と記載されていますが、プラント用水に適用と理解してよろしいでしょうか。	生活用水の受水槽の規模は、災害備蓄品による対応等、及び衛生管理面を考慮し設計してください。詳細は受注後の設計協議によるものとします。 なお、施設を広域避難場所として使用する予定はありません。
60	108	第2	3	(12)	イ 環境集じん装置 (オ) b	「集じんダストは焼却又は溶融処理する」とありますが、本装置で集じんだダストは、飛灰処理設備で処理するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。ただし、集じんダストの性状が飛灰と同一であれば可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
61	108	第2	3	(12)	イ 環境集じん装置 ウ 休炉用作業集じん装置	粉じん、臭気・化学物質の除去が行える装置であれば、装置の構成や台数（装置の兼用含む）は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	可とします。
62	111	第2	3	(12)	サ 洗車設備 (オ) g (c)	各車両の洗車場の利用率は、1時間の平均・最大ではなく、1日平均30台、1日最大36台という理解でよろしいでしょうか。	1時間の平均・最大です。
63	140	第2	4	(8)	イ びん・缶類手選別コンベヤ (オ) b	「障害者（知的障害者等）」とありますが、知的障害者の方以外に、どの程度の障害の方を想定されているでしょうか。	現在は、知的障害者の方以外に精神障害者の方が作業に従事しております。
64	151	第2	5	(1)	ア 電気設備の基本方針	(ケ)「最終処分場、清掃事務所及び生活環境向上施設（将来施設）へ電力供給を行う」とありますが、それぞれの負荷容量をご教示願います。また、力率はそれぞれの施設で行い、ごみ焼却施設工場棟に設置する進相コンデンサの容量には考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。	①負荷容量について 各施設への供給電力量は以下のとおりとさせていただきます。（なお、下記の数値は現時点の想定のため、今後、変更となる場合があることをご教示願います。） ・最終処分場 最終処分場の設備容量は100kW程度で負荷率（稼働率）は20%程度で積算してください。時間帯は年間365日、24h/日とさせていただきます。 ・清掃事務所 清掃事務所の消費電力は、参考として、既設の清掃事務所の状況から約160,000kWh/年とし、以下の延床㎡から算定してください。時間帯は概ね月曜日から金曜日の6時から18時とさせていただきます。 1) 清掃事務所管理棟・作業場：約860㎡ 2) 車庫棟：約950㎡ ・生活環境向上施設 当該施設の詳細は未定のため、運営費の算出においては、当該施設への送電は考慮しないものとして結構です。ただし、設計・建設費については、高圧による送電を考慮してください。 ②進相コンデンサの容量 お見込みのとおりです。
65	152	第2	5	(1)	ウ 特別高圧受変電設備	(7) ガス絶縁開閉装置 c 主要機器 (h) 取引用変圧変流器(買電用・売電用)において、取引用変圧変流器は買電用と売電用とで共用でしょうか。個別設置の場合は売電用は建設事業者所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、取引用変圧変流器の設置等に関する費用の按分負担は必要です。計量器は別々となります。
66	152	第2	5	(1)	ウ 特別高圧受変電設備	(7) ガス絶縁開閉装置 c 主要機器 (j) 転送遮断装置または単独運転検出装置において、66kV受電の場合、単独運転防止対策としては東京電力の標準として、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置することにより転送遮断装置または単独運転検出装置は設置しなくてもよいものと理解してよろしいでしょうか。	東京電力との協議によるものとします。
67	153、159	第2	5	(1)	エ 高圧配電設備 (ウ) d (g) ク 非常用電源設備 (7)	「余熱利用施設電源分岐盤」「余熱利用施設の消防設備等に必要な容量以上」という記載がありますが、余熱利用施設とは何を指すものかご教示願います。 最終処分場、清掃事務所、生活環境向上施設とは別の施設を指す場合は、電気設備の容量に見込むべき数値・条件をご提示願います。	高圧配電設備に記載の余熱利用施設は生活環境向上施設を示します。非常用電源設備の余熱利用施設は不要とします。
68	154	第2	5	(1)	エ (ウ) e 特記事項	「……、生活環境向上施設については敷地近傍のハンドホールまでの配線路まで確保すること。」とは、本件施設敷地内（添付資料1 水色網掛け部分）の北西角までの配線路と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	161	第2	5	(1)	ク (ウ) 直流電源設備 e (d)	直流電源装置容量の対象機器に、非常用照明が記載されていますが、非常用照明に使用する器具はすべて直流電源タイプではなく、電池内蔵型の交流電源タイプとしてよろしいでしょうか。	可とします。ただし法規上の規定を満足するものとしてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
70	164 169	第2 第2	5 5	(2) (2)	イ (カ) k 建築設備関連運 転制御 エ (オ) 建築設備関係運転制 御装置	前者は「建築設備関係運転制御 発停制御、その他」と記載されていま す。後者は「建築設備機器の発停制御その他を中央制御で行うこと。」 と記載されています。基本は建築設備制御装置にて発停制御その他を行 い、プラント関連の必要建築設備についてはプラント側にて発停制御、 その他を行うと理解してよろしいでしょうか。 建築設備関連運転制御装置は単独設置（建築総合盤組込み）として問題 ないでしょうか。	①制御方法 お見込みのとおりです。 ②単独設置の可否 可とします。
71	167	第3	5	(2)	ウ 計装機器 (エ) ITV装置 表2-42	注記に「※最終処分場内設置のカメラの設置は配線工事も含めて本工事 所掌とする」とありますが、P56において、設計・建設業務範囲は、「最 終処分場建設用地との”敷地境界”までの電気配管、配線ルートの確 保」と規定されているため、敷地境界以降の最終処分場内の電気配管、 配線ルートは本工事の設計範囲外となります。 したがって、本工事所掌範囲は、「最終処分場内に指定された場所（3 箇所）においてカメラ及び架台を設置すること（基礎は最終処分場側工 事にて施工）」、「最終処分場側にて設置された電気配管（敷地境界～ 各ITVカメラ）に通線すること」であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	167	第2	5	(2)	ウ (エ) a 表2-42 カメラ設置場所リ スト（管理啓発棟等）	(エ). a. 表2-42カメラ設置場所リスト（管理啓発棟等）に「※最終処分 場内設置のカメラの設置は配線工事も含め本工事所掌とする」と記載され ていますが、添付資料10には「必要となる電源の供給は最終処分場建設 工事の所掌とする」と記載されています。電源配線は電圧降下を考慮す ると電源供給盤と近い方が良く考えられるため、電源の供給は配線工 事を含め最終処分場建設工事所掌として計画してもよろしいでしょ うか。	電源の供給は最終処分場の分電盤としますが、配線工事は本工事所掌と します。
73	168	第2	5	(2)	ウ (エ) a 表2-45 モニタ設置場所リ スト（管理啓発棟等）	設置場所「その他」の行について、設置場所は大会議室、設置台数は1台 以上と理解してよろしいでしょうか。	受注後の協議とします。
74	170	第2	5	(2)	ク 環境監視表示板	(イ) 数量3面の内訳は、aの「新清掃工場の入口付近（屋外1か所）及び本 市が指定する場所（屋外1か所、屋内1か所、新清掃工場敷地範囲外）」 であり、fの「本市が指定する場所（2か所のうち1か所は屋外仕様と し、1か所は屋内仕様とする。）にホームページ閲覧用のディスプレイ」 の2面は上記aに含まれると理解してよろしいでしょうか。 また、御市が指定する場所について、概略で良いので設置計画位置をご 教示願います。	①内訳 表示板の数量と設置位置は次のとおりであり、全体の数量は3面で す。 1) 新清掃工場の入口付近（屋外）に1面 2) 本市が指定する場所（新清掃工場の敷地範囲外で屋外）に1面 3) 本市が指定する場所（新清掃工場の敷地範囲外で屋内）に1面 この内、本市が指定する場所に設置する表示板の2面は、インター ネットを通じたホームページ閲覧によるものを予定しています。 ②設置計画位置 現時点では未定です
75	178	第2	6	(2)	ウ 平面計画 (エ) 表2-49	管理啓発棟の環境学習室の概要に、「廃食油からの石鹸作り、紙バック からの紙すき等の環境学習」とありますが、当該環境学習については、 貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	環境学習室を利用した啓発は本市が行いますが、設備及び初期納入の備 品は工事範囲とします。
76	181	第2	6	(2)	キ 仕上計画 (イ)内部仕上 表2-51	巾木・壁・天井などの仕様に記載されている「コンクリート打放し」に 関して、配置の関係で鉄骨造となり「版表し」等となる部分について は、「コンクリート打ち放し」同等と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
77	183	第2	6	(2)	ク (イ) 炉室 e	「2種機械換気」とありますが、炉・ボイラの放熱を効率よく、適切に 換気するには、炉室天井に排気設備を設け、熱による上昇気流を活かし て排気する方式が適しています。換気動力削減の観点からも、換気シ ミュレーションを行ったうえで、炉室においては、自然給気-機械排気 による3種換気方式を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
78	183	第2	6	(3)	ク (ウ) 炉室 e	炉室の換気方式についてP183では、自然換気または第2種機械換気と記載されていますが、一方P187では工場棟は負圧が原則と記載があります。炉室の負圧を確保するため、第3種換気の提案は可能でしょうか。	質問No. 77の回答を参照ください。
	187	第2	6	(4)	イ 換気設備工事 (イ)		
79	184	第2	6	(2)	ク (ウ) 直接搬入車荷下ろし場所 b	直接搬入車の項に「プラットフォームへの進入口」という記載がありますが、直接搬入車はプラットフォームに進入しないことから、リサイクルセンタープラットフォーム内に置く小型計量器への荷渡し口という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	186	第2	6	(3)	ア 土木工事	自動2輪の台数指定はありますでしょうか。	ありません。
81	187	第2	6	(4)	ア 空調和設備工事 (ア) 表2-55	外気乾球温度 (夏季38.4℃、冬季-11.0℃) は、貴市における過去の最高値、最低値であり、本数値にて空調設備計画をすると過大な設備となります。設計用の外気乾球温度は、実際の気象データを空調設計に適するよう統計処理した建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房庁営繕部設備・環境課監修) の値を採用してよろしいでしょうか。同基準では、平成21年度版の貴市の外気乾球温度は、冷房時33.9℃、暖房時-1.2℃です。	要求水準書のとおりとしてください。
82	189	第2	6	(5)	ウ (ア) 自動火災報知設備 c	「別途工事の清掃事務所と最終処分場からの移報を工場棟の中央制御室と…に受信できる設備とする。」と記載されていますが、「工場棟」は「ごみ焼却施設」と読み替えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	189	第2	6	(5)	ウ (ウ) 時計設備 b	「別途工事の最終処分場に配信できるように計画すること。」と記載されていますが、添付資料10では電気時計設備について記載されておりません。想定している仕様・台数等をご教示願います。また、所掌区分は電話・放送・ITV設備と同所掌と理解してよろしいでしょうか。	①想定している仕様・台数等 最終処分場の計画が未定のため、受注後の協議とします。 ②所掌区分 お見込みのとおりです。
84	192	第3	1	(2)	イ (エ) 駐車場	「新清掃工場の駐車場利用は、水戸市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料を支払うことにより利用できる」とありますが、運営業務委託契約書 (案) 第68条に「委託者は、受託者に対し、受託者による本業務の遂行のために必要な限度で、本件施設を運営期間中無償で使用させる」とあることから、運営業務に必要な駐車場は無償で使用可能と考えてよろしいでしょうか。	運営事業者の職員が通勤等で恒常的に使用する駐車場は、水戸市行政財産使用料徴収条例に基づき有償扱いとなります。それ以外の運営事業者の公用車、取引業者等の来訪者等が使用する駐車場は無償扱いとします。
85	192	第3	1	(2)	イ (エ) 駐車場	「新清掃工場の駐車場利用は、水戸市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料を支払うことにより利用できる」に関して、当該使用料の徴収対象範囲 (運転員、構成企業や取引業者等の来訪者等) 及び当該使用料をご教示願います。	①当該使用料の徴収対象範囲 質問No.84の回答を参照ください。 ②当該使用料 水戸市行政財産使用料徴収条例に基づくものとします。
86	193	第3	1	(2)	コ 本市への報告・協力 (イ) サ 周辺施設整備等への協力	「(イ)本市の清掃事業全体に配慮の上、本市の要請に協力する」、「運営事業者は、事業計画地内及び周辺で本市等が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力する」とありますが、協力範囲としては、打合せへの参加や資料の提供程度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	197	第3	2	(1)	(ウ)	「本件施設から配電する施設における電気事業法上の主任技術者に選任する」について、本件施設から配電する施設 (最終処分場、清掃事務所、生活環境向上施設) における当該主任技術者の業務範囲は、電気事業法で規定される保安業務のみと理解してよろしいでしょうか。本施設以外の施設の管理は貴市の所掌であり、日常の保守点検や整備補修、法定点検等は、運営事業者の業務範囲外であることを確認させていただきます。	お見込みのとおりです。
88	197	第3	2	(1)	(カ) 表3-2	表3-2の有資格者は参考であり、関係法令の遵守を前提とし、事業者提案にて必要な有資格者を配置すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
89	197	第3	2	(1)	(キ)	当該事業団からの選別要員は、毎日30名勤務されるのでしょうか。使用水量を算出するため、作業人数に関する規定（毎日●名以上、週●日以上等）等があればご教示願います。	毎日30名勤務としてください。
90	200	第3	3	(3)	ウ 料金徴収	運営事業者が行う料金徴収業務は、受付計量窓口における料金徴収業務と考えてよろしいでしょうか。仮に、後納制度がある場合、後納制度利用者の認定は貴市が行うものであり、当該利用者の債権保全・債権回収に係る責任は負いかねますので、後納分の請求・収受については、貴市の業務範囲としていただきませうお願いします。	お見込みのとおりです。
91	201	第3	3	(5)	(ク)	「本市が不定期に実施する展開検査（バッカー車等の中身の検査）に協力する」ための必要人員を計画するため、貴市が想定されている月間又は年間の検査頻度及び1回当たりの検査車両台数をご教示願います。	抜き打ち検査等を含め年6回以上を予定しています。
92	202	第3	3	(10)	(7)	「運営事業者は、運営対象施設内に一時的に貯留した飛灰処理物を、…隣接する最終処分場の本市が指定する場所に荷下ろしする」とありますが、想定されている受入可能日（曜日）、受入可能時間、受入基準をご教示願います。	以下を計画しています。ただし、変更となる可能性はあります。 ①受入可能日 月曜日から金曜日（祝祭日を含む） ②受入可能時間 9時から12時及び13時から17時 ③受入基準 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令による
93	205	第3	4	(1)	(7) b	「運営事業者が本件施設にて使用するドラム缶、パレット等」とありますが、ドラム缶、パレットについては、搬出業者からの返却はないものとし、消耗品として計上すればよろしいでしょうか。	搬出業者（資源化業者）からの返却がない場合は、お見込みのとおりです。
94	211	第3	6	(2)	イ 主灰の取扱い (イ)	「運営事業者は、主灰を場内にて保管・貯留し、積み込み作業及び主灰資源化施設への運搬までを行う」とありますが、前頁（P.210）の図3-1にもある通り、主灰資源化施設への運搬は、主灰運搬事業者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	211	第3	6	(2)	イ 主灰の取扱い (イ)	「運営事業者は、主灰を場内にて保管・貯留し、積み込み作業及び主灰資源化施設への運搬までを行う。」と記載されていますが、主灰資源化施設までの運搬を行うのは、主灰運搬事業者の業務ではないでしょうか。	質問No.94の回答を参照ください。
96	219	第3	9	(4)	見学者対応等	「運営事業者は、施設の見学を希望する一般市民、小学校及び行政視察等からの……説明のすべてに対応する。」と記載されていますが、年間の来場回数と見学者数をご教示願います。	参考として平成26年度実績を示します。 35団体、2,365人 平成26年度は、小学4年生の社会科見学が多い状況にあります。 新清掃工場の完成時は、行政視察等による増加を考慮してください。
97	228	第5	2	(1)	全体組織計画	主灰資源化業務の計画を立てるにあたって、資源化企業の受入基準となるため、現在（入札公告日以降）の御市の既設工場における主灰（乾灰ベース）の放射能濃度（CS134、CS137）をご教示願います。	既設の施設（小吹清掃工場）の測定実績（平成27年7月測定）は以下のとおりです。 Cs134： 110Bq/kg Cs137： 480Bq/kg ただし、測定対象の灰は、飛灰と主灰の混合灰であることに注意ください。
98	添付資料09	—	—	—	単線結線図（標準案）	単線結線図（標準案）では特別高圧変圧器はごみ焼却施設工場棟内の特高変電室に設置する図となっていますが、要求水準書151ページ5.(1).7.(イ)では「特高変圧器等は屋外開閉所への設置とする」と記載されています。要求水準書151ページを正として屋外開閉所に設置すると理解してよろしいでしょうか。	質問No.4の回答を参照ください。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	6	第3	4	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額の算定式として「定量化限度額：予定価格×80%の価格」と示されておりますが、ここで言う予定価格とは、「入札説明書P11 6 予定価格及び入札書比較価格」で示されている「予定価格：57,601,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）」と理解してよろしいでしょうか。	入札書は税抜となることから、入札書比較価格である53,335,000,000円となります。
2	9	第4	—	—	表4-1 2 (3) ①地元企業の活用及び現地調達視点No.26	地元企業の活用及び現地調達において水戸市の最新の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上の者を構成企業に含み調達できれば配点を得ることができるのでしょうか	本件事業の実施に関して地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっている場合は、評価の対象となります。
3	9	第4	—	—	表4-1 2 (3) ①地元企業の活用及び現地調達視点No.26	地元企業の活用及び現地調達において運営事業者に出資する企業構成員として地元企業を活用すれば配点を得ることができるのでしょうか	本件事業の実施に関して地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっている場合は、評価の対象となります。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
1	第3号以降	—	—	—	—		グループ名につきましては、入札参加者の代表企業の名前をグループ名としてもよろしいでしょうか。	入札参加申請時に記載するグループ名については、貴社にて適切な名称を記載いただくことで結構です。なお、提案書提出時等に使用するグループ名は、参加資格審査結果の通知時に併せて通知します。
2	第4号 [2/2]	—	—	—	—	新清掃工場の運営を行う者	構成区分に記載ある「協力企業」が取消線に消されています。出資を行わない協力企業が運営事業の一部を請負又は受託することは可能と用語解説に記載があります。よって主たる業務を担う1社が参加条件を満たす場合、本事業に前向きに参加意欲を有する協力企業の参加は可能との理解でよろしいでしょうか。	協力企業の参加は可能ですが、入札説明書に対する質問/質問No. 5の回答も併せて参照ください。
3	第6号 [2/4]	6	—	—	—	添付書類	構成員及び協力企業について必要な書類のうち、消費税及び地方消費税と法人税の納税証明書につきましては、『その3の3 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明書』でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第6号 [2/4]	6	—	—	—	添付書類	添付書類の中で、一級建築士事務所登録の証明書及び特定建設業許可の証明書（建築工事一式、清掃施設工事、機械器具設置工事）が求められておりますが、これらの書類は写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第15号	—	—	—	—	算定条件	様式第15号の提案書に記載する数値について、算定条件の明記がないものは、「基準ごみ、定格処理時」の数値と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第15号-2-1	—	別紙1	1 4	—	消費電力 電力量（自動計算）	共通休炉期間中も運転しているプラント機器があるため、1.消費電力の項目に共通休炉時焼却炉プラント動力を追加し、4.電力量（自動計算）にて休炉時の計算に反映させる対応を行ってよいでしょうか。	各種条件を簡略化して、統一条件とするため、シートの修正は行わず、共通休炉期間中は建築動力のみの運転状態と同様としてください。
7	第15号-2-1	—	別紙1	2	—	発電電力	「注4：常用発電分は計上しない」とありますが、太陽光発電や非常用発電による発電量等は計上せず、蒸気タービンによる発電量のみ記載する、という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	第15号-2-1	—	別紙1	—	—	ごみ質	図-ごみ質出現確率のごみ質①～⑦は、可燃残さを含まないごみ質であり、事業者の提案に合わせて、可燃残さ、不燃残さ（提案による）を含むごみ質に変更するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、変更したごみ質の根拠資料（計算資料）を添付してください。
9	第15号-2-1	—	別紙2	—	—	ごみ焼却施設搬入ごみ量	ごみ焼却施設搬入ごみ量の欄には、燃えるごみとリサイクルセンターで発生する可燃残さの合計値が入力されていますが、不燃残さを処理する場合は、入力されている数値に、不燃残さ量を加えるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第15号-2-4	—	—	—	—	資源化量	ストーカ方式（主灰の外部資源化）の場合、条件統一のため、資源化量には乾灰の量を記載することでよろしいでしょうか。湿灰の量を記載する場合は、資源物ではない水分が多いほど見かけの資源化量が増えてしまい、資源物の量を正しく評価できないことが懸念されます。	お見込みのとおりです。
11	第15号-2-4	①	—	—	—	資源化量	資源化量、資源化率を記載することになっていますが、平成32年度と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第15号-2-5	—	—	—	—	最終処分量	ごみ焼却施設処理量、リサイクルセンター処理量、各最終処分量、各最終処分率とありますが、平成32年度と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第16号-1-1 (別紙1)	②	—	—	—	事業収支計画	ご指定の様式に②営業費用の項目がありますが、建設期間中や運営期間中に要するSPC設立や維持に関する開業費用は、本記載欄に記載すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
14	第16号-1-1	② (別紙1)	—	—	—	事業収支計画	法人税等は実効税率としていただいてもよろしいでしょうか。その場合、実効税率の設定をご教示願います。	36%としてください。
15	第16号-1-1	⑤ (別紙4)	—	—	—	費用明細書（スラグ・メタルの有効利用収入）	ストーカ方式+資源化を提案する場合は、本紙の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	第16号-3-1		—	—	—	地元企業の活用及び現地調達	審査の視点にて「本件事業の実施に関して地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていると期待する」とありますが、本項目においては発注金額ではなく、設計・建設時及び運営時の期間で多くの地元企業が本事業に参加できることが審査の視点となると理解してよろしいでしょうか。	発注規模及び発注方法等より総合的に評価します。
17	第16号-3-1					地元企業の活用及び現地調達	地元企業の活用や現地調達に最大限配慮した計画にすとは、地元企業が元請の立場となる場合は、本表に含めないということでしょうか。	構成企業に地元企業が含まれる場合も表に記載してください。

5 基本協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	3	第4条	3	—	特定事業契約	「受注者は、～違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。」と記載されていますが、受注者を構成員としていただきたく、ご変更をお願いいたします。 また、まず、原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願 いいたします。	基本協定書(案)のとおりとします。 また、基本的には、まず原因者に求償することになるかとは考えま すが、原文のとおりとします。
2	3	第4条	3	—	特定事業契約	「受注者は、発注者の請求に基づき、・・・義務を連帯して負うもの とする。」及び「この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務とな るものとする。」とありますが2ヶ所の連帯の削除をお願い致します。	質問No.1の回答を参照ください。
3	3	第4条	4	—	特定事業契約	「受注者は、～違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。」と記載されていますが、受注者を構成員としていただきたく、ご 変更をお願いいたします。 また、まず、原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願 いいたします。	基本協定書(案)のとおりとします。 また、基本的には、まず原因者に求償することになるかとは考えま すが、原文のとおりとします。
4	3	第4条	4	—	特定事業契約	「受注者は、発注者の請求に基づき、本件事業の落札金額・・・・・・ 義務を連帯して負うものとする。」及び「この場合、かかる受注者の損 害賠償債務も連帯債務となるものとする。」とありますが2ヶ所の連帯の 削除をお願い致します。	質問No.3の回答を参照ください。
5	3	第6条	—	—	損害賠償	「受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものと する。」と記載されていますが、受注者を構成員としていただきたく、 ご変更をお願いいたします。 また、まず、原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願 いいたします。	基本協定書(案)のとおりとします。 また、基本的には、まず原因者に求償することになるかとは考えま すが、原文のとおりとします。
6	3	第6条	—	—	損害賠償	「受注者は発注者に対し連帯してその損害の一切を賠償するものとす る。」とありますが、連帯の削除をお願い致します。	質問No.5の回答を参照ください。
7	4	第7条	—	—	特定事業契約の不成立	「受注者は、発注者に対し、～連帯して負うものとする。」と記載され ていますが、受注者を構成員としていただきたく、ご変更をお願いいた します。 また、まず、原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願 いいたします。	基本協定書(案)のとおりとします。 また、基本的には、まず原因者に求償することになるかとは考えま すが、原文のとおりとします。
8	4	第7条	—	—	特定事業契約の不成立	「受注者は、発注者に対して、本件事業の落札金額・・・・・・違約金を支 払う義務を連帯して負うものとする」及び「この場合、かかる受注者の 損害賠償債務も連帯債務となるものとする。」とありますが2ヶ所の連帯 の削除をお願い致します。	質問No.7の回答を参照ください。
9	2 3 4	第4条 第6条 第7条	3、4 — —	—	特定事業契約 損害賠償 特定事業契約の不成立	本条項に基づき、受注者に違約金や損害賠償の義務が発生する場合、協 力企業(地元企業含む)としては、業務範囲外の連帯債務を負うこととな るため、本事業への参加意欲が削がれることも考えられます。 よって、協力企業が業務範囲外の責任を負わないようご再考をお願い申 上げます。	質問No.1,3,5,7の回答を参照ください。
10	4	第8条	1	—	有効期間	「特定事業契約の全てにつき終了した日まで」と記載されていますが、 特定事業契約締結の日との理解してよろしいでしょうか。	特定事業契約の全てにつき終了した日までです。

6 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	6	第20条	—	—	損害賠償	「受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする」と記載されていますが、先ず原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願いいたします。	基本的には、まず原因者に求償することになるかは考えますが、基本契約書（案）のとおりとします。
2	6	第20条	—	—	損害賠償	「受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。」とありますが、連帯の削除をお願い致します。	質問No.1の回答を参照ください。
3	6	第20条	—	—	損害賠償 契約の不調	本条項に基づき、受注者に違約金や損害賠償の義務が発生する場合、協力企業(地元企業含む)としては、業務範囲外の連帯債務を負うこととなるため、本事業への参加意欲が削がれることも考えられます。よって、協力企業が業務範囲外の責任を負わないようご再考をお願い申し上げます。	質問No.1の回答を参照ください。
4	7	第21条	—	—	契約の不調	「違約金を支払う義務を連帯して負うものとする」と記載されていますが、まず原因者に求償されるものと理解してよろしいでしょうか。また、同様に損害賠償義務も、先ず原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願いいたします。	基本的には、まず原因者に求償することになるかは考えますが、基本契約書（案）のとおりとします。
5	7	第21条	—	—	契約の不調	「受注者は、発注者に対して、本件事業の・・・違約金を支払う義務を連帯して負うものとする。」及び「この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする」とありますが、2ヶ所の連帯の削除をお願い致します。	質問No.4の回答を参照ください。

7 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	12	20	3	—	工事の中止	「発注者は、前2項の規定により、～受注者に生じた増加費用又は損害については、請負代金額の100分の1に至るまでは、受注者の負担とし、～」とありますが、第1項の「発注者による工事用地の確保ができないため」の場合は、全て発注者のご負担でお願いいたします。	発注者の責に帰すべき事由により「工事用地の確保ができない」場合には、発注者にて負担します。
2	21	45	4	—	履行遅滞の場合における損害金等	不可抗力により遅延が発生した場合の遅延損害金の規定ですが、公共工事の観点から、受注者に責めない事由による遅延については、損害金は免除としていただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案) のとおりとします
3	24	50の2	1	—	賠償の予定	「基本契約第7条第5項本文又は同第1号から第3号のいずれかに該当したとき」と記載されていますが、本契約に関して該当した場合に本条が適用されるとの理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、第46条第2項は、本建設工事請負契約が解除された場合の違約金であり、第50条の2は、談合が行われていたことに対する違約金となっており、それぞれ目的が異なることから、双方の違約金を請求することも考えられることをご理解ください。
4	25	50の2	3	—	賠償の予定	「連帯して支払わなければならない」と記載されていますが、まず原因者に求償されるものとしていただきたくよろしくお願いいたします。	基本的には、まず原因者に求償することになるかとは考えますが、建設工事請負契約書(案) のとおりとします。
5	25	50の2	4	—	賠償の予定	本条の項目名は「賠償の予定」であることから、第4項は削除いただけないでしょうか。	建設工事請負契約書(案) のとおりとします。
6	26	—	—	—	解体工事に要する費用等	本件事業には解体工事は含まれていないので、本条文のご確認をお願いいたします。	本条は、第55条の誤記であり、(資料、報告等)以降の条項は、順次繰り下がります。 条文に該当するものがない場合には、提出は不要です。

8 運營業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	3	第7条	第2項	—	一括再委託等の禁止	「下請人等」には、貴市が指定する水戸市社会福祉事業団殿は含まれないと理解してよろしいでしょうか。 当該事業団殿が「下請人等」に含まれる場合、当該事業団殿の活用は貴市のご指定によるものであるにもかかわらず、同条第4項以降の債務を運営事業者が負うこととなります。	下請人等には含まれないという理解で結構ですが、運営事業者は、本件事業を遂行する上で必要な指導・協力等は行うものとします。
2	8	第29条	—	—	搬入物の性状分析	「分析及び管理の頻度、内容については、委託者と受託者との協議により定める」とありますが、要求水準書及び関係法令等を遵守する範囲内において、合理的な理由による変更がない限り、事業者提案が優先されることを確認させて下さい。	基本的にはお見込みのとおりです。
3	15	第54条	3	1	法令変更	消費税の変更は、委託者のご負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	18	第62条	1	—	賠償の予定	「受託者が基本契約第7条第5項第1号から第3号のいずれかに該当したとき」と記載されていますが、本契約に関して該当したときに本条が適用されるとの理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、第60条第2項は、本運營業務委託契約が解除された場合の違約金であり、第62条は、談合が行われていたことに対する違約金となっており、それぞれ目的が異なることから、双方の違約金を請求することも考えられることをご理解ください。
5	19	第62条	3	—	賠償の予定	本条の項目名は「賠償の予定」であることから、第3項は削除いたさないでしょうか。	運營業務委託契約書(案) のとおりとします。
6	30	別紙6	—	—	保険	「上記は受託者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく～」と記載されていますが、記載されている保険には必ずしも加入しなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご提案ください。

10 主灰資源化業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	4	第17条	2	—	主灰の受入	「主灰が資源化に適さない場合であっても」と記載されていますが、資源化に適する主灰のみを受託者へ搬出するものとし、受託者の資源化方式で資源化が不可能の場合は、返送又は最終処分とし、当該費用は、運営事業者へ帰責事由が無い場合は委託者のご負担でお願いいたします。	基本的には、事業者側に帰責事由がない場合には、市にて対応する必要があるものと考えます。しかしながら、発生している事象によるものと考えますので、具体的には協議によるものと考えます。
2	4	第17条	2	—	主灰の受入	資源化に適さない主灰の取扱いについては、事前に処分方法を双方にて検討すべきと考えます。ご再考もしくは受注者決定後の個別協議事項としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 1の回答を参照してください。
3	4	第17条	2	—	主灰の受入	「受託者は、主灰を受け入れた後は、主灰が資源化に適さない場合であっても、新清掃工場に返送してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。」とありますが、資源化に適さない主灰は、委託者の責任において処分するものとし、資源化に適する主灰のみを受託者へ搬出する事へ変更お願い致します。	質問No. 1の回答を参照してください。
4	5	第19条	2	—	処理できない場合の措置	主灰が資源化できない又はできなくなる原因が全て受託者の責任によるものとは限らず、費用等については委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしくをお願いいたします。	迅速な対応を行うため、まずは原因調査を事業者の負担で実施していただくことを考えております。最終的な費用負担については、帰責事由等にもよるものと考えますので、協議を行います。
5	5	第19条	2	—	処理できない場合の措置	「受託者は、前項の規定により委託者に報告したときは、本主灰資源化業務委託契約に従った資源化ができない又はできなくなる原因について、自らの費用で調査し、調査の結果を速やかに委託者に報告しなければなりません。」とありますが、資源化できない又はできなくなる原因が全て、受託者の責任によるものとは限らず、費用、調査報告は委託者と受託者との協議事項とさせていただきます。	質問No. 4の回答を参照してください。
6	5	第19条	3	—	処理できない場合の措置	主灰の資源化ができない原因が全て受託者の責任によるものとは限らないため、費用等については委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしくをお願いいたします。	最終的な費用負担については、帰責事由等にもよるものと考えますので、協議を行います。
7	5	第19条	3	—	処理できない場合の措置	「かかる契約が合理的な期間内に締結されない場合は、受託者は自らの費用において、主灰を処分しなければならない。」とありますが、資源化できない原因が全て、受託者の責任によるものとは限らず、費用等は委託者と受託者との協議事項とさせていただきます。	質問No. 6の回答を参照してください。
8	5	第19条	2、3	—	処理できない場合の措置	資源化に適さなかった主灰の取扱いについては、全て受託者の責任とは限らないと考え、双方にて検討すべきと考えます。ご再考もしくは受注者決定後の個別協議事項としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 4及び6の回答を参照してください。
9	5	第19条	4	—	処理できない場合の措置	追加費用発生の原因が全て受託者の責任によるものとは限らないため、追加費用の負担については委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしくをお願いいたします。	最終的な費用負担については、帰責事由等にもよるものと考えますので、協議を行います。
10	5	第19条	4	—	処理できない場合の措置	「前項の規定により、委託者が他の事業者へ主灰の資源化を委託した場合の追加費用は、受託者が負担するものとする。」とありますが、追加費用発生の原因が全て、受託者の責任によるものとは限らず、追加費用の負担は委託者と受託者との協議事項とさせていただきます。	質問No. 9の回答を参照してください。
11	5	第19条	5	—	処理できない場合の措置	資源化費用の20%に相当する違約金について、予め資源化企業複数社契約によるリスク回避を行っている場合、委託者の損害は発生しないと考えられますので、違約金については委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしくをお願いいたします。	発生した事象によるものと考えますので、具体的には発生した事象により、事業者と協議の上、市にて判断します。

10 主灰資源化業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
12	5	第19条	5	—	処理できない場合の措置	「第3項の規定により、受託者が主灰を処分した場合において、本主灰資源化業務委託契約に従い主灰を資源化できないことが受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、提案書に記載された主灰の資源化の費用（主灰の処分量に、主灰の処理単価を乗じて得られた金額）の20%に相当する金額を委託者に支払わなければならない。」とありますが、受託者の責めかどうかの判断や、費用の負担については、委託者と受託者との協議により決定されるべきと思われます。違約金の支払いは免除をお願い致します。	質問No. 11の回答を参照してください。
13	5	第19条	6	—	処理できない場合の措置	負担する金額の発生原因が全て受託者の責任によるものとは限らず、負担については委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしく願いいたします。	最終的な費用負担については、帰責事由等にもよるものと考えますので、協議を行います。
14	5	第19条	6	—	処理できない場合の措置	「受託者は、第4項の規定により負担する金額、並びに前項の規定により負担する金額及び違約金について、委託者から請求を受けたときは、速やかに支払わなければならない。」とありますが、負担金の発生原因が全て、受託者の責任によるものとは限らず、負担は委託者と受託者との協議事項とさせて頂きたい。	質問No. 13の回答を参照してください。
15	5	第19条	4～6	—	処理できない場合の措置	費用負担に関する記述と思われませんが、実質の損失が発生しなければ違約金の支払いは不要と考えます。削除いただく、もしくはご再考願います。	主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりとします。
16	6	第22条	1	—	主灰の性状	処理対象物の性状に関して、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっても、放射性物質（放射性セシウム等）濃度が受託者の資源化方式で受入不可能な濃度の場合は、受入を拒否することが出来、関連する費用は委託者のご負担をお願いいたします。	ご指摘のような事象が生じた場合には、受託者での処理は困難と考えますので、受入しないことも可とします。しかしながら、市が処理又は処分するため、可能な範囲での協力をお願いします。
17	6	第22条	1	—	主灰の性状	「運営事業者が処理する処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、主灰の性状の変動を原因とする主灰資源化業務委託料（処理単価の見直しを含む。）の変更、その他費用の負担を委託者に請求することはできない。」とありますが、主灰の性状は、資源化業務委託料決定の大きな要因であり、委託者と受託者間で主灰の性状の範囲について、協議にて決定する事が必要であると思われます。範囲外の主灰は、原則受託者へは持込不可とし委託者にて処分して頂く事を前提に、受託者で受入可能な場合のみ、業務委託料の変更も含め委託者との協議事項とさせて頂きたい。	原則は、主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりと考えますが、計画ごみ質の範囲にとどまっている場合において、主灰の性状が受託者の処理できる範囲を超えた場合については、本件施設の性能との関連もあることから、対応（費用負担を含む。）については、市、主灰資源化事業者、運営事業者、建設事業者の協議を行い、帰責事由等により判断するものとします。
18	6	第22条	2	—	主灰の性状	「運営事業者が、委託者の指示等によりごみ焼却施設における計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理したことによって受託者が処理する主灰の性状が変動し、かかる主灰の処理のために要した費用の増加分を受託者が合理的に説明し、委託者が当該説明の内容に同意したときは、受託者は、要求水準書等に定める性状を逸脱した主灰の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に係る主灰資源化業務委託料の請求の際に精算を行うことを請求できる。」とありますが、主灰の性状が変動した事により、受入不可（資源化できない）可能性もありますので、まずは委託者と受託者とで搬出受入について協議とさせて頂きたい。	協議を行います。処理に関しては最大限協力してください。
19	6	第22条	2	—	主灰の性状	主灰の性状が変動したことにより、受入不可の可能性もありますので、まずは受け入れについて、委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしく願いいたします。	質問No. 18を参照してください。
20	6	第22条	3	—	主灰の性状	主灰の性状に係る項目の変動は、資源化コスト決定の大きな要因となりますので、委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしく願いいたします。	原則として、主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりとしますが、現時点で想定できないような事象が生じた場合には協議します。なお、併せて質問No. 16から19についても参照ください。

10 主灰資源化業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
21	6	第22条	3		主灰の性状	「前項に規定する以外の主灰の性状に係る項目の変動による主灰資源化業務委託料の見直しは行わない。」とありますが、主灰の性状に係る項目の変動は資源化コスト決定の大きな要因となりますので委託者と受託者との協議事項とさせていただきます。	質問No. 20を参照してください。
22	6	第22条	1～3	—	主灰の性状	要求水準を著しく逸脱した処理をした際に発生する主灰の取扱いについては、搬入が可能かをはじめ、処理費用についても事前に双方で協議が行える旨にご再考願います。	質問No. 16～21の回答を参照ください。
23	6	第22条	4	—	主灰の性状	資源化可能な性状から著しく逸脱した主灰につきましては、運営事業者に帰責事由が無い場合は、委託者の責任と費用で処分していただくものとし、受託者へ引き渡すことがないよう、お願いいたします。	基本的には帰責事由等によるものと考えますが、主灰資源化業務委託契約書(案) のとおり、協議を行うものとします。
24	6	第22条	4		主灰の性状	「受託者に引き渡される主灰の性状が、受託者が資源化可能な性状から著しく逸脱し、かかる状態が将来にわたり継続すると認められる場合は、委託者、受託者及び運営事業者の3者で協議を行うものとする。」とありますが、資源化可能な性状から著しく逸脱した主灰は、原則委託者での処分とし、受託者へは引き渡さない事へ変更頂きたい。	質問No. 23の回答を参照ください。
25	6	第22条	5		主灰の性状	「受託者に引き渡される主灰が、要求水準書等に定める性状の範囲内か否かの判断は、一事業年度につき4回(6月末、9月末、12月末及び3月末において)行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受託者の費用において実施する。」とありますが、主灰が資源化可能である事を判断するのに必要なデータは委託者から受託者へ提供を頂きたい。その場合のデータ収集費用は委託者でお願いしたい。	主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりとします。ただし、運営事業者が実施することでも可とします。
26	6	第22条	5	—	主灰の性状	搬出される主灰の性状について、委託者の責任と費用負担で主灰が資源化可能な性状であるとのデータのご提供をお願いいたします。	質問No. 25の回答を参照ください。
27	6	第22条	6	—	主灰の性状	受託者が受入し資源化可能とする判断に必要なデータは、委託者からご提供をお願いいたします。また、ご提供いただくデータの内容、方法、頻度等は委託者と受託者の協議によるものとしていただきたく、よろしく願います。	主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりとします。ただし、運営事業者が実施することでも可とします。
28	6	第22条	4～6	—	主灰の性状	本来の引取り条件から逸脱する主灰の取扱いについては、資源化を前提とするのではなく、適切な処分方法や然るべき費用負担について三者で協議して決定いただける旨にご再考願います。	質問No. 23～27までの回答を参照ください。
29	6	第22条	7		主灰の性状	「受託者は、前2項に基づき得られたデータ、検査結果等を、委託者と受託者が協議して定める頻度及び内容で、委託者に報告しなければならない。」とありますが、受託者が資源化可能な判断に必要なデータは委託者から情報提供を頂きたい。	主灰資源化業務委託契約書(案) のとおりとします。ただし、運営事業者が実施することでも可とします。